

1. 労働者の募集や求人申込みの制度が変わります！

<職業安定法の改正> 施行日：平成30年1月1日

1 労働条件の明示が必要な時点(タイミング)

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、以下のように労働条件を明示する必要があります。

時点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（明示事項は以下2を参照）を明示する必要があります。
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	<u>当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設されました。）</u>
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知する必要があります。（明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。） http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudoujouken01/

2 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

記載が必要な項目

- ① 従事する業務内容 ② 契約期間（期間の定めの有無、期間の定めがある場合はその期間）
③ 試用期間（試用期間の有無、試用期間の定めがある場合はその期間、業務内容）
④ 就業場所 ⑤ 就業時間（始業・終業時間、時間外労働の有無、休憩時間、休日）※裁量労働制が適用される場合はその旨を明示 ⑥ 賃金（賃金形態、基本給、諸手当、通勤手当、昇給関係、時間外・休日等割増賃金）※「固定残業代」を導入している場合は、算定基礎時間・金額、固定時間を超えた場合の割増額、固定残業代を除いた基本給の額等を明示 ⑦ 社会・労働保険の加入状況
⑧ 求人企業等の氏名又は名称 ⑨ 派遣労働者として雇用する場合は、その旨

★ 下線部：今回の改正により追加等された事項